

# 六甲アイランドを美しい街にする会 規約

## 第1条 (名称)

この会は「六甲アイランドを美しい街にする会」(以下「美しい街にする会」という)と称し、事務所を「よりあい向洋」(神戸市東灘区向洋町中5丁目15番19号)内に置く。

## 第2条 (目的)

美しい街にする会は六甲アイランドを、汚れのない清潔で快適な、モラルとマナーを備えた、心から誇りに思える、美しい街にする為の活動を行うことを目的とする。

## 第3条 (活動内容)

美しい街にする会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 六甲アイランドの汚れをなくす。
2. 六甲アイランドをより美しい街にする。
3. 六甲アイランドのモラルとマナーを向上させる。

## 第4条 (会員)

美しい街にする会はこの目的、趣旨に賛同する次の会員により構成され、資格を有する。

1. 会員の構成 ①個人会員 ②法人会員 ③賛助会員 ④特別会員
2. 会員の資格 ①当年度および前年度の会費を納入した個人・団体とする。  
②同上期間内の会費未納者は休眠会員とし、議決権を失う。  
③退会する場合は、事務所に届け出る。  
④アドバイザー顧問は、会費を納めた期間を除き、議決権を有しない。  
⑤特別会員は学校と学生・生徒とする。但し、小学生以下は、保護者の承諾を必要とする。

## 第5条 (組織)

1. 美しい街にする会には、20名以下の世話人を置く。
2. 美しい街にする会は、1名の世話人代表が統括し、副代表を置くことができる。
3. 美しい街にする会の企画、運営を円滑に進めるため、必要により実行委員会を置く。
4. 実行委員会は第4条の会員の中から世話人代表が委嘱する。
5. 美しい街にする会には、アドバイザー顧問を若干名置き、指導、助言を受ける。
6. アドバイザー顧問は世話人代表が委嘱する。

## 第6条 (運営)

美しい街にする会の総会は世話人代表が年1回、第4条の会員を招集し主宰する。

## 第7条 (会計)

1. 美しい街にする会が行う活動に要する費用は、会員からの年会費およびこの会の活動に賛同する協賛団体等の賛助金によって賄う。
2. 会計年度は、4月1日から3月31日までとする。
3. 美しい街にする会は、年度末において事業報告書および収支決算書を作成する。
4. 個人会員は、年間1口1,000円の会費を1口以上負担するものとする。  
但し、家族会員は年間1口1,500円とする。
5. 法人会員は、年間1口10,000円の会費を1口以上負担するものとする。
6. 賛助会員は年間2,000円以上の賛助金を負担するものとする。
7. 特別会員は会費を免除する。

## (付則)

この規約は平成13年9月25日から施行する。 …平成14年6月9日改正 平成15年8月19日改正  
平成16年6月6日改正 平成22年6月6日改正 平成29年6月10日改正